

発行者情報

【表紙】	
【公表書類】	訂正発行者情報
【公表日】	2020年7月17日
【発行者の名称】	株式会社ひかりホールディングス (Hikari Holdings Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 倉地 猛
【本店の所在の場所】	岐阜県多治見市笠原町1223番地の14
【電話番号】	(0572)56-1212 (代表)
【事務連絡者氏名】	管理部長 丹羽 直樹
【担当 J - A d v i s e r の名称】	フィリップ証券株式会社
【担当 J - A d v i s e r の代表者の役職氏名】	代表取締役 下山 均
【担当 J - A d v i s e r の本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町4番2号
【担当 J - A d v i s e r の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03)3666-2101
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社ひかりホールディングス https://h-holdings.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

1. 【訂正発行者情報の提出の理由】

2020年5月28日付で公表した2020年8月期連結会計年度に係る中間発行者情報において、一部記載内容の誤りがありましたので、その記載内容を訂正するため、訂正発行者情報を提出するものであります。具体的には以下の通りであります。

当社の第6回新株予約権につきまして、2019年11月26日に開催された定時株主総会において、新株予約権の内容及び数の上限が承認決議されました。その後、会社法第239条2項に基づき、当該決議から1年以内の日までに具体的な割当案を作成し、発行に関する決議を行うことを予定しておりました。2020年5月28日時点において発行に関する決議が行われていなかったにもかかわらず、社内での連絡体制が十分でなく、チェック体制が十分に機能しなかったため、発行者情報の作成担当者には、定時株主総会直後に具体的な割当案が決議されたものとして情報が伝わっており、発行者情報にその内容が記載されておりました。

そのため、第6回新株予約権に関する記載は誤りであり、第6回新株予約権に関する記載を全て削除するものであります。なお、第6回新株予約権の発行につきましては、2020年7月21日開催の当社取締役会において決議される予定であります。

2. 【訂正事項】

- (A) 第一部【企業情報】 第5【発行者の状況】 1【株式等の状況】 (2)【新株予約権等の状況】
(B) 第一部【企業情報】 第6【経理の状況】 1【中間連結財務諸表等】 【注記事項】
(ストック・オプション等関係)

3. 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

- (A) 第一部【企業情報】 第5【発行者の状況】 1【株式等の状況】 (2)【新株予約権等の状況】

第一部【企業情報】

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(2)【新株予約権等の状況】

(訂正前)

第6回新株予約権 (2019年11月26日定時株主総会決議)

	中間会計期間末現在 (2020年2月29日)	公表日の前月末現在 (2020年4月30日)
-		
新株予約権の数(個)	193(注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	二	二
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	19,300(注1、注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,400(注3)	同左
新株予約権の行使期間	自 2021年11月27日 至 2027年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,400 資本組入額 1,200	同左

<p>新株予約権の行使の条件</p>	<p>① <u>新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</u></p> <p>② <u>新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</u></p> <p>③ <u>本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</u></p> <p>④ <u>各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</u></p> <p>⑤ <u>新株予約権者は、行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、残存する全ての本新株予約権を行使することができない。</u></p> <p>(a) <u>行使価額未満の価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項及び同法第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。</u></p> <p>(b) <u>行使価額未満の価格を対価とする当社普通株式の売買その他の取引が行われた場合（ただし、当該取引時点における当社普通株式の価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。</u></p> <p>(c) <u>本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、各事業年度末日を基準日としてDCF法等の方法により評価された株式評価額が行使価額未満となった場合。</u></p> <p>(d) <u>本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合において、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が行使価額未満となった場合。</u></p>	<p>同左</p>
<p>新株予約権の譲渡に関する事項</p>	<p>譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。</p>	<p>同左</p>
<p>代用払込みに関する事項</p>	<p>二</p>	<p>二</p>
<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) <u>交付する再編対象会社の新株予約権の数</u> <u>新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</u></p> <p>(2) <u>新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類</u> <u>再編対象会社の普通株式とする。</u></p> <p>(3) <u>新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数</u></p>	<p>同左</p>

	<p>組織再編行為の条件を勘案の上、「新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。</p> <p>(4) <u>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</u> <u>交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記「新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数」に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</u></p> <p>(5) <u>新株予約権を行使することができる期間</u> <u>行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。</u></p> <p>(6) <u>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</u> <u>「増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。</u></p> <p>(7) <u>譲渡による新株予約権の取得の制限</u> <u>譲渡による新株予約権の取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</u></p> <p>(8) <u>その他新株予約権の行使の条件</u> <u>上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</u></p> <p>(9) <u>新株予約権の取得事由及び条件</u> <u>「新株予約権の取得に関する事項」に準じて決定する。</u></p> <p>(10) <u>その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。</u></p>	
--	---	--

(注1) 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株です。

(注2) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(注3) 当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \frac{1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

(訂正後)

全文削除

(B) 第一部【企業情報】 第6【経理の状況】 1【中間連結財務諸表等】 【注記事項】
 (ストック・オプション等関係)

第一部【企業情報】

第6【経理の状況】

1【中間連結財務諸表等】

【注記事項】

(ストック・オプション等関係)

(訂正前)

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名	当社取締役 3名 当社監査役 1名 その他 2名	当社取締役 5名 当社従業員 1名	当社取締役 1名 当社従業員 2名 子会社取締役 3名 子会社従業員 23名
株式の種類別のストック・オプションの数(注1)	普通株式 176,900株	普通株式 25,000株	普通株式 20,000株	普通株式 19,300株
付与日	2015年9月1日	2015年12月30日	2017年4月16日	2019年11月26日
権利確定条件	「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載の通りです。	同左	同左	同左
対象勤務期間	期間の定めなし	同左	同左	同左
権利行使期間	自 2015年9月1日 至 2025年8月3日	自 2018年1月1日 至 2027年12月31日	自 2019年4月18日 至 2027年12月31日	自 2021年11月27日 至 2027年12月31日

(注1) 株式数に換算して記載しております。なお、2017年12月7日付株式分割(1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算しております。

(2)ストック・オプションの規模及びその変動状況

当中間連結会計期間において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第6回新株予約権
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	—	—	—	二
付与	—	—	—	19,300
失効	—	—	—	二
権利確定	—	—	—	二
未確定残	—	—	—	19,300
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	176,900	25,000	20,000	二
権利確定	—	—	—	二
権利行使	—	—	—	二
失効	—	—	—	二
未行使残	176,900	25,000	20,000	二

(注1) 2017年12月7日付株式分割(1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第6回新株予約権
権利行使価格(円)	368	368	2,400	2,400
行使時平均株価(円)	—	—	—	二
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—	二

(注1) 2017年12月7日付株式分割(1株につき100株の割合)による分割後の価格に換算しております。

(訂正後)

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名	当社取締役 3名 当社監査役 1名 その他 2名	当社取締役 5名 当社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注1)	普通株式 176,900株	普通株式 25,000株	普通株式 20,000株
付与日	2015年9月1日	2015年12月30日	2017年4月16日
権利確定条件	「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載の通りです。	同左	同左
対象勤務期間	期間の定めなし	同左	同左
権利行使期間	自 2015年9月1日 至 2025年8月3日	自 2018年1月1日 至 2027年12月31日	自 2019年4月18日 至 2027年12月31日

(注1) 株式数に換算して記載しております。なお、2017年12月7日付株式分割(1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当中間連結会計期間において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

② ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	176,900	25,000	20,000
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	176,900	25,000	20,000

(注1) 2017年12月7日付株式分割(1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算しております。

③ 単価情報

	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利行使価格（円）	368	368	2,400
行使時平均株価（円）	—	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—	—

（注1）2017年12月7日付株式分割（1株につき100株の割合）による分割後の価格に換算しております。

第6回新株予約権に関する記載を全て削除